

Herbert Kraus, Der völkerrechtliche Status der deutschen Ostgebiete.

Als Manuskript gedruckt, Januar 1962.

高根義三郎

ヘルバート・クラウス (Herbert Kraus) は一九六二年一月、『ドイツ東部領土の国際法上の地位』という書物を公にした。一九三七年二月三十一日を基準としてドイツ領土の範囲を定め、その東部領土を問題としたのである。

一九三七年二月三十一日当時、ドイツのものであったすべての領土に対して今日も国際法上、ドイツの支配は存続しているか。

特にポーランドとソ連が自国の領土としているドイツの東部領土の法律状態はどうなっているか。

なぜ一九三七年二月三十一日という日を選んだか。それは、その翌年からナチの膨脹政策がはじまったからである。一九三七年二月三十一日まではナチはまだ他国に侵入しなかったのだから、この日はそういう年の最終日である。

オーデル・ナイセ以东のドイツ領土に対するポーランド・ソ連の行動

ドイツの東部領土に対するポーランドとソ連の行動は違法な併合であり無効な併合である。クラウスの書物の第二部はこれを証明する。これがこの書物のうちで一番大切な説明である。

併合の概念

併合 (Annexion) とは何か。

併合とは或る国家の領土の不可侵性 (Integrität) を暴力で侵害することである。

併合は或る国家が暴力によってまたは威嚇によって他国から領土の支配権を奪うことである。

一九九年の租借とか傀儡国家の建設なども併合である。

併合の最も本質的な要件は暴力行為である。

暴力があるというためには政治的な圧迫や経済的圧迫だけでは十分でない。暴力があるというためには軍事力によって遂行される物理力が必要である。

更に、併合のためには、併合の意思 (Annexionswille) が必要である。

従って、占領 (Eroberung, conquest) を併合と同視することとは正しくない。併合の意思は明瞭に現われなければならない。

併合の欠くことのできない前提であり、併合にさきだつことは、他国の領土に事実上の支配組織を作ることである。占有 (Okkupation) が必要なのである。

原則として、併合は軍事力による占領によってはじまるので

あるが、占領は必ずしも占有のために必要な要件ではない。しかし、ソ連は併合の要件について異説を立てている。ソ連も併合を違法であるとして非難する。しかし、併合とは当該の領土にいる住民の意思を無視することであるとするとするのである。

ドイツ東部領土に対する併合要件の充足

ポーランドはドイツの東部領土を併合したことを否定する。そして、契約による譲渡 (Vertragliche Zession) があつたというのである。

しかし、ドイツの東部領土を譲渡する契約などというものは存在しない。強制された契約もないのである。ドイツはポーランドともソ連ともそのような話合いをしたことはない。

ドイツの東部領土に対するポーランドの行為ないしはソ連の行為は、前に述べた併合の要件を充足している。

ドイツの東部領土を併合することが国際法に違反することについて

(1) 武力行使の防止運動

ポーランドとソ連がドイツの東部領土を併合したことが確定した後には、この行為が違法であることを説明すべきである。現行法によると併合が不法であることは、疑いがない。併合が不法であるとされたのは戦争防止運動の結果である。

暴力に対して従ってまた併合に対して反対する運動が行われたのは近頃のことである。それ以前には、併合は不法な行為とは考えられていなかった。そこで戦勝国は戦敗国の領土を戦利品として要求したり、戦敗国から奪ったりした。しかし、国際法学は過去において併合の自由を一樣に肯定したのではない。

(a) 併合の放棄

併合に反対する運動は当事国が互に併合を放棄した条約にはじまる。しかし、はっきりした運動といえるのは国際聯盟ができてからのことである。

国際聯盟ができてから併合の放棄は併合の禁止 (Annexions-Verbot) にまで進んだ。

戦争を放棄していながら、併合を適法と考えることは論理に反する。戦争が許されないなら、当然に併合も許されない。

併合禁止の運動の重要な段階は四つある。それは、(一) 国際聯盟規約、(二) ブリアン・ケロッグ条約、(三) 大西洋憲章、(四) 国際連合憲章である。

一九二八年八月二三日バリで結ばれたブリアン・ケロッグ条約は六三カ国を拘束して今日も有効な条約である。この六三カ国のうちにはソ連、ポーランド、ドイツが入っている。この条約一条は国際間の紛争解決の手段として戦争によるべきことを禁止している。

その二条は、当事国の間に生じた紛争を平和的手段によって解決する意思のあることを認めた。

国際連合憲章はその二条四号で、併合を無条件に放棄した。そこには、『すべての加盟国は、その国際関係において、いかなる国の領土保全に対しても武力による威嚇または武力の行使をしてはならない。』と定めてある。

併合は加盟国に対してばかりでなく、非加盟国に対しても禁止されたのであって、この点においてこの憲章はブリアン・ケロッグ条約よりも範囲が広いのである。

憲章の加盟国は、ポーランドやソ連のように、防衛戦争で勝利を得たときも併合を放棄しているのである。

(イ) 慣習法としての併合禁止

ナチ時代にドイツのした併合はドイツが崩壊した後、すべて取消された。西側のどの国も第二次大戦後、ドイツ領土を併合しなかった。ポーランドとソ連だけがドイツに対してこれとは反対の行動をとったのである。

慣習法が成立した時期を正確にきめることは慣習法の性質から見てできることではない。ただ、大体の時期をきめることができるだけである。しかし、ポーランドとソ連がオーデル・ナイセ地方を併合した当時には、併合が禁止されていた。一九四五年一〇月二四日、国際連合憲章が効力を生じた当時には、既に併合は禁止されていた。もちろん、その前に禁止されていたのであって、ポーランドもソ連もその拘束を受けていたのである。

(ロ) 併合禁止の法律効果

併合禁止を無視したことから生ずる法律効果は次のとおりで

ある。

第一に、併合が不法行為であるところから、併合された国家は原状回復請求権 (Wiedergutmachungsanspruch) を持つ。ドイツはその領土を従前の状態に返してもらうことができる。殊に併合された領土の引渡 (Räumung) を求めることができる。

第二に、併合は一方的意思表示である。正確に言えば、併合が禁止されているにも拘らずなされた併合の試みである。それは、併合は禁止規定に違反しているので法律行為としての効力を生じないからである。これは、禁止された意思表示は無効であるとの法の一般規定からの結論である。

併合の無効は治ゆることができない。

武力による威嚇によって強いられた平和条約も無効である。

ドイツは一九三七年二月三十一日当時の境界内にあるドイツ東部地方の領土権を失っていない。もちろん、この地方は他国によって事実上占有されている。しかし、従前どおり、ドイツ国の一部である。

(ハ) 併合を承認しない義務

第三国は併合に対してどのような態度をとるべきであるか。

第三国は併合を承認しない義務を負う。

この運動はアメリカの国務長官スチムソンと関係がある。一九三二年一月七日、スチムソンは日支間の満州に関する紛争に当って、日支双方に同文の覚書を送った。スチムソンはその中で、アメリカ合衆国はブリアン・ケロッグ条約に基づく義務に

違反した手段によってできたかなる事態、条約または協定の承認する意思はない、と述べたのである。

スチムソンが条約ばかりでなく事態(Situationen)も承認しないと述べたことは、特に注意すべきことである。

このスチムソン・ドクトリン(Stimson-Doktrin)は併合禁止と併合不承認の原則を確立するために重大な効果を及ぼした。

併合は禁止されているので、併合を承認することは無効でなければならぬ。併合のような無効な意思表示は第三国の承認によって有効になることはできない。

西側の諸国はドイツ東部領土に対するポーランドの併合をいつまでも承認しない。そうすることによってその義務を守っているのである。

クラウスの著書論文と祝賀論文集

クラウスが第二次大戦後に発表した論文は大体、次のとおりである。

- Von ehrlicher Kriegsführung und gerechtem Friedensschluss. Eine Studie über Immanuel Kant, 1950.
- Der deutsche Richter und das Völkerrecht, in Festschrift für Rudolf Laun, 1953.
- Der Schutz der Zivilpersonen in Kriegszeiten nach dem 4. Genfer Abkommen vom 12. August 1949, in Festschrift für Hans Niedermeyer, 1953.

Massenanstrengung und Völkermord, in Jahrbuch der Albertus-Universität zu Königsberg/Preussen, 1954, Band IV.

Die Oder=Neise=Linie, eine völkerrechtliche Studie, 1954, 2. Aufl. 1959.

Staate = und völkerrechtliche Betrachtungen zur Rechtsstellung des Fremden—Ein Beitrag zum Gleichheitsproblem, in Festschrift für Walter Jellinek, 1955.

Das Haager Abkommen zum Schutze von Kulturgütern im Falle bewaffneter Zusammenstöße vom 14. Mai 1954, in Festschrift für Hans Wehberg, 1956.

Das Selbstbestimmungsrecht der Völker, in Osthandbuch, 1959.

Bemerkungen zur Frage der Anerkennung und Nichtanerkennung im Völkerrecht, in Festschrift für

Walter Schätzel, 1960.

Staatsethische Betrachtungen zum Ringen um die deutschen Ostgebiete, in Jahrbuch der Albertus-

Universität zu Königsberg/Preussen, 1961, Band XI.

クラウスは一八八四年一月二日、東プロイセンのロストック(Rostock i. M.)に生まれた。法律学をライプツヒヒ大学で学

んだのであるが、後にムルリンでリストの弟子となって、特に刑法の研究に専念した。

しかし、リストの忠告に従って、国際法の研究をするようになり、一九一四年ライプツヒ大学の教授となった。就職論文は『モンロー主義』の研究であった。数週間の後に第一次世界大戦となった。

戦後ケーニヒスベルグ大学に移った。一九二八年にはゲッチンゲン大学の招きに応じた。しかし、一九三七年七月に退職させられた。時の政府の政策に従おうとしなかったからである。退職後、クラウスは畢生の仕事として一九二〇年から書きはじめた国際法教科書の原稿を書いた。そして国際法の歴史と戦時国際法とを除いて殆んど書き上げた。一九四五年二月のドレスデンの爆撃でクラウスは財産をすべて失った。この大切な原稿もその時に焼けて了ったのである。

第二次大戦後、クラウスはゲッチンゲン大学の教職にもどった。しかし、ニュルンベルヒでの戦犯裁判でシャハトの共同弁護を引受けたので講義を休んだ。

一九四七年、クラウスはゲッチンゲンに帰った。そして、一九五三年一〇月一日、ゲッチンゲン大学教授の職を去った。ゲッチンゲン大学に招かれてから二五年の歳月がたった。

一九五四年一月二日、クラウスの七〇歳の誕生日を祝って祝賀論文集が出版された。この論文集にはラウン (Lann)、『ライプホルツ (Leibholz)』、『シエツェル (Schäzkel)』、『ウーベルヒ (Wehberg)』など三〇人の人々が加っている。殊に、ラウンの論文は自由裁量に関するものであって、行政法においてばかりでなく、国際法においても自由裁量の問題が重要であることを

詳しく説明したものであって、有名である。

クラウスは殆んどできあがっていた国際法教科書の原稿をドレスデンの爆撃で失った。このことは前に述べた。我々は、クラウスが再びその原稿を書きあげてことを期待しておったのである。その期待に答えるように、ここに戦時国際法の重要部分についてクラウスはその考えを発表したのである。第二次大戦の終末期から終末後にかけてほど、国際法のむずかしい問題が生じたことはない。そして、戦勝国の国際法と戦敗国の国際法との二つの国際法が生まれた。この二つの国際法は二つとも正しいというわけのものではない。我々は著書論文の数の少ない戦敗国の国際法をうち立てなければならぬ。戦敗国の国際法だけが正しい国際法である。

今日まで各方面の学者が畢生の仕事を約束しながらそれを仕上げずに終っている例が多い。

ゾーム (Rudolf Sohn) 4 Systematische Rechtswissenschaft (体系的法律学) のなかに民法を書いた。この書物の再版がでたのは一九一三年である。ゾームの民法の説明は僅か八〇ページほどであるが、生き生きとした説明である。ゾームは、この民法の説明は近い将来出版するはずの民法教科書をもととしたものであると書いている。しかし、ゾームが予告した民法教科書は遂に出版されなかった。

テオドル・シュテルンベルグ (Theodor Sternberg) は一九〇四年に Sammlung Göschen (ゲッセン叢書) のなかの一〇と一七 Allgemeine Rechtslehre (一般法学) 二巻を發表

した。この一般法学は有名である。再版は書名を *Einführung in die Rechtswissenschaft* (法律学入門) と改め、三巻とする予定であったが、二巻目まで出版されて三巻目が出版されなかつた。著者が一九一三年、ドイツを去って日本に来たこともこの著書が未完で終った理由の一つであろう。しかし、晩年(一九四八年頃)シュテルンベルヒは私に、若年の時は法律学の知識がさほどないので大胆に一気に書物を書くことができたが、知識をたくわえるに従って書物を書くのが困難になった、と語った。そして、一般法学の基礎となる哲学をまずまとめたかと思つて、その方にとりかかったが、それができあがつた時はもう老齢であつて、一般法学を書くことができなくなつていた、と述べた。そして、一番大事な仕事は後にまわさずに、なにをおいてもまずやるべきだつた、と述懐したのであつた。シュテ

ルンベルヒは、一九三六年に *Begriff der Philosophie* (哲学の概念) の再版を一冊の本として東京で出版した。これが哲学の主著である。シュテルンベルヒは一八七八年生れであつて、東京で一九五〇年四月に病死した。

このようなことを思うとき、クラウスが国際法のなかで戦時国際法の、しかも併合禁止その他のむずかしい問題についてその考えを発表したことをよろこびたい。この書物は一七七ページの小冊で、本文は八七ページ、その余は註、付録などである。クラウスの説明は比較的短くはあるが、内容が豊富であり、文献もこまかく引用されているので、今回の著書は大部の著書が発表されたのと同じ思いがするのである。

(一橋大学講師)